

全国春の火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

火事・救急は119番

(携帯電話からでも119番で直接役場へつながります)

令和4年3月1日(火)から令和4年3月7日(月)までの7日間春の火災予防運動週間になっています。

～住宅防火 命を守る 10のポイント～

—4つの習慣 6つの対策—

★4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。



★6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

～春の防火パレードの中止について～

令和4年3月に予定しておりました春の防火パレードにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため中止とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和4年 3月 1日
太地町消防団

住宅用火災警報器を設置しましょう

定期的に点検を行いましょう

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

一部地域で住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

太地町消防団員募集

○活動内容

町内で発生した水火災等の災害時に防御や救助作業を行います。また、毎月25日に消防演習を実施し、水火災の予防及び警戒心の喚起に努めています。当町に居住する満18歳以上の方で、消防団活動に真摯に取り組むことができる熱意のある方は下記までご連絡ください。

太地町役場総務課内消防団係 電話：0735-59-2335